

同一の報告セグメント内の取引等の相殺消去及び未実現利益の消去

公開草案では、セグメント情報に開示する利益（又は損失）、資産及び負債等の額（公開草案第 18 項から第 21 項）の測定方法については、「財務諸表の作成にあたって行った修正や相殺消去、又は特定の収益、費用の配分は、最高経営意思決定機関が使用する事業セグメントの利益（又は損失）の算定に含まれている場合にのみ、報告セグメントの利益（又は損失）の額に含めることができる。」とされ、報告セグメントの資産及び負債の額についても同様とされている（会計基準公開草案第 22 項）。

（会計基準公開草案第 22 項）

第 18 項から第 21 項に基づく開示は、事業セグメントに資源を配分する意思決定を行い、その業績を評価する目的で、最高経営意思決定機関に報告される金額に基づいて行わなければならない。財務諸表の作成にあたって行った修正や相殺消去、又は特定の収益、費用の配分は、最高経営意思決定機関が使用する事業セグメントの利益（又は損失）の算定に含まれている場合にのみ、報告セグメントの利益（又は損失）の額に含めることができる。この取扱いは、報告セグメントの資産及び負債の額についても同様とする。ただし、特定の収益、費用、資産又は負債を各事業セグメントの利益（又は損失）、資産又は負債に配分する場合には、企業は、合理的な基準に従って配分しなければならない。

このため、集約基準等によって 1 つの報告セグメントに括られた事業セグメント間の取引については、これに関連する財務諸表上の修正や相殺消去が、最高経営意思決定機関が使用する事業セグメントの財務情報の算定に含まれていない以上、修正や相殺消去をせずに開示する取扱いとなると考えられる。

しかし、確かに事業セグメント間の取引ではあるものの、1 つの報告セグメントに括られる以上、括られた事業セグメント間の取引は、報告セグメント内の取引であり、これを消去せずに開示することが却って適当ではない場合があるのではないかという意見がある。

このため、公開草案の取扱いを原則としつつも、1 つの報告セグメントに括られた事業セグメント間の取引を修正・相殺消去する選択肢を定める必要があるかどうかを検討する。

（案 1）1 つの報告セグメントに括られた事業セグメント間の取引を修正・相殺消去する選択肢を特に定めない。

公開草案の扱いを特に修正しない。

（案 2）1 つの報告セグメントに括られた事業セグメント間の取引を修正・相殺消去する選択肢を定める。

会計基準公開草案第 22 項の例外的な取扱いを選択肢として定めることが考えられる。

案１、案２について、次のようなそれぞれを支持する考え方があると考えられる。

案 1	案 2
<p>・マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報は、経営者が実際の意思決定や業績評価に用いている情報に基づく情報を開示するものである。そうであれば、当該情報上で、別個の事業セグメントとして扱われている事業セグメント間の取引は、１つの報告セグメントに括られたとしても、修正・相殺消去せずに開示すべきではないか。</p> <p>・１つの報告セグメント内の取引が修正・相殺消去されずに開示されるのは、確かに現行のセグメント情報に慣れている者が見ると違和感はあるが、これは、慣れの問題に過ぎないのではないか。</p>	<p>・集約基準等は経営者が実際の意思決定や業績評価に用いている情報から一定の修正を行う取扱いであり、この取扱いにより１つの報告セグメントに括られた事業セグメント間の取引について修正・相殺消去したとしても、それはマネジメント・アプローチの趣旨に反しないのではないか。</p> <p>・１つの報告セグメント内の取引が修正・相殺消去されずに開示されるのは違和感がある。特に、当該事業セグメント間の取引として多額の取引が計上される場合や、多額の未実現利益が消去されずに計上される場合など、これらを消去せずに開示することが、却って財務諸表利用者の報告セグメントについての適切な評価を妨げる場合もあるのではないか。</p>

（検討にあたって留意すべき事項）

・案 2 は国際的な会計基準にはない取扱いであるが、セグメント情報を作成する上での企業の選択肢として、適用指針に定めることが望ましいと考えられるかどうか。

・案 2 を採用する前提として、上記の「これらを消去せずに開示することが、却って財務諸表利用者の報告セグメントについての適切な評価を妨げる場合」として、実務上どのような場合が考えられるのか¹。（例えば、集約基準に合致する複数の事業セグメント間で多額の取引が計上される場合や、多額の未実現利益が消去されずに計上される場合で、これを消去せずに開示することが財務諸表利用者の報告セグメントについての適切な評価を妨げるようなことが、実際に想定されるのかどうか。）

¹ 垂直に統合されている企業（会計基準公開草案第 56 項）については、事業活動の内容が異なれば、集約基準を満たさないと考えられるため、それらの事業セグメントが同一の報告セグメントを形成することは想定されないと考えられる。

（案２を採用することとした場合の追加的な論点）

・会計基準公開草案第 14 項により、「その他」に括られた事業セグメント間の取引についての取扱いも同様に考えるということになるのかどうか。

【例示】企業 X 社におけるセグメント情報開示

企業 X 社は、A 事業、B 事業、C 事業、D 事業の 4 つの事業セグメントから構成される。

企業 X 社は、集約基準に基づき、A 事業セグメントと B 事業セグメントを AB 報告セグメントに集約して、AB セグメント、C セグメント、D セグメントの 3 つの報告セグメントを開示する。

B 事業の事業 SG 間売上は、すべて A 事業セグメントに対する内部売上とする。

（１）CODM への報告

	A 事業	B 事業	C 事業	D 事業	相殺	合計
外部売上	300	200	100	100	-	700
事業 SG 間売上	0	200	50	50	300	0
合計	300	400	150	150	300	700

（２）外部への開示

事業セグメント間売上を開示する場合

	AB 事業		C 事業	D 事業	相殺	合計
外部売上	500		100	100	-	700
事業 SG 間売上	200		50	50	300	0
合計	700		150	150	300	700

（選択肢として）報告セグメント間売上を開示する場合

	AB 事業		C 事業	D 事業	相殺	合計
外部売上	500		100	100	-	700
報告 SG 間売上	0		50	50	100	0
合計	500		150	150	100	700

以上